

# インドネシア知的財産権総局の特許 審査体制

ACEMARK

Ms. Priska Sabrina Luvita

(インドネシア特許法律事務所)



Acemark は 1999 年に設立され、国内外の知的財産分野に特化した事務所であり、調査、ウォッチング、知的財産管理、出願手続、更新手続、ライセンス、訴訟、ドメインネームなどの業務を扱っている。Acemark は 6 名のパートナー、3 名の知的財産顧問、10 名のエンジニアと 43 名の専門家で構成されており、特に、エンジニアは化学、生物、医薬、電気および機械分野をカバーしている。Ms. Priska Sabrina Luvita は 2016 年から Acemark の実体審査部門に所属している。

## 1. はじめに

インドネシアにおける特許付与手続は、特許出願および簡易特許出願の双方の実体審査段階が基盤となっている。実体審査段階は、インドネシアにおける質の高い特許権の保護制度を保証するための政府の取組みを実現するものである。

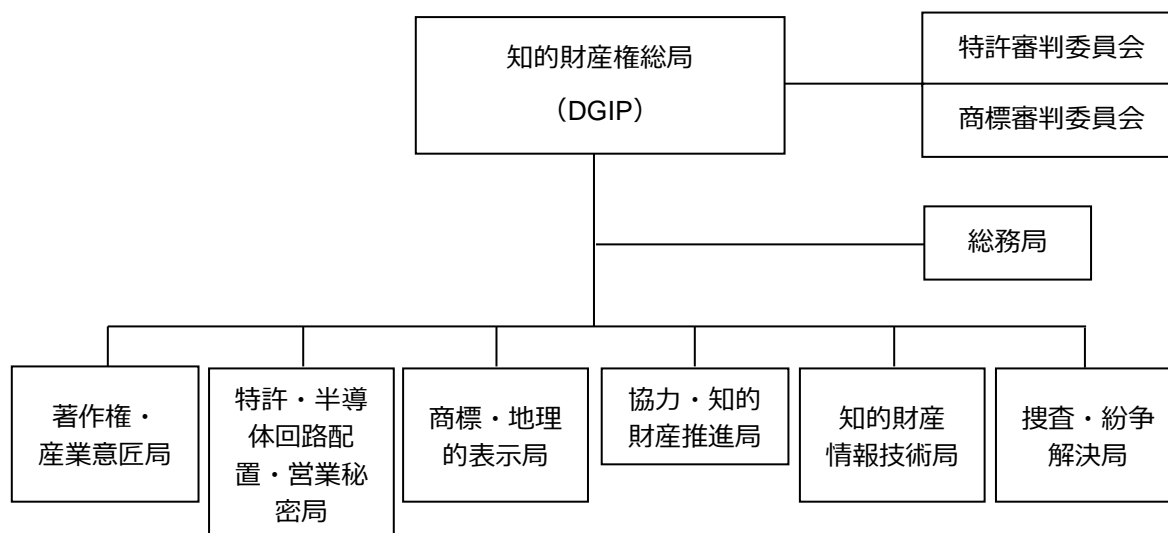
本稿では、特許法（2016 年法律第 13 号改正）およびインドネシアの特許審査官に適用される内部規定に基づき、インドネシア知的財産権総局（DGIP）の特許審査体制について解説する。

特許付与手続の背景知識として、複雑な行政手続の流れの理解を容易にするために、インドネシアで特許出願を取り扱う政府機関および審査官の概要を説明する。次に、特許付与手続の流れおよび審査段階に適用される内部規定について説明する。

## 2. インドネシア知的財産権総局（DGIP）の概要

DGIP は、インドネシアの法規に従い知的財産分野における政策の策定および実施を取り仕切る政府機関であり、法務人権大臣によって任命された DGIP 長官により率いられる執行機関である。

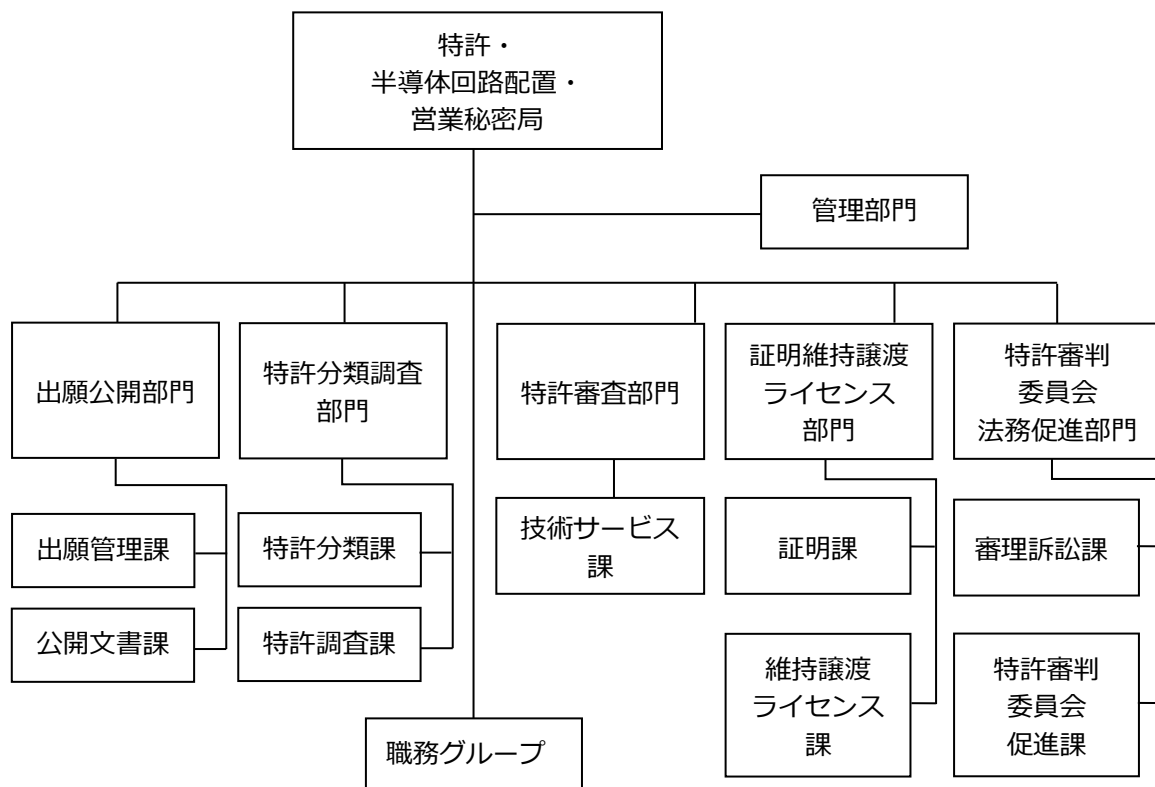
DGIP は、総務局、著作権・産業意匠局、特許・半導体回路配置・営業秘密局、商標・地理的表示局、協力・知的財産推進局、知的財産情報技術局、および捜査・紛争解決局で構成されている。以下に DGIP の組織図を示す。



2017年11月現在の DGIP 公式ウェブサイトによれば、DGIP では 516 名の職員が働いている。職員の内訳は、総務局に 102 名、著作権・産業意匠局に 65 名、特許・半導体回路配置・営業秘密局に 146 名、商標・地理的表示局に 117 名、協力・知的財産推進局に 36 名、知的財産情報技術局に 27 名、および捜査・紛争解決局に 23 名である。このように、DGIP の中で特許・半導体回路配置・営業秘密局の職員数が最も多い。

特許・半導体回路配置・営業秘密局は、政策の策定および実施、技術指導および監督、ならびに一般向け活動成果の年次報告および評価を担当している。また、特許出願が特許を受けるには、この特許・半導体回路配置・営業秘密局を通す必要がある。したがって、特許・半導体回路配置・営業秘密局を構成する各下位組織について知ることが重要である。

特許・半導体回路配置・営業秘密局は、出願公開部門、特許分類調査部門、特許審査部門、証明維持譲渡ライセンス部門、特許審判委員会の法務促進部門、管理部門、および職務グループの下位組織で構成されている。これらの下位組織についての理解を容易にするために、以下に特許・半導体回路配置・営業秘密局の組織図を示す。



### 3. 特許付与手続の流れ

インドネシアにおける特許付与手続の流れは、以下の通りである。

第一に、特許出願が提出されると、出願公開部門が出願の方式要件および不備について審査する。瑕疵や不備がある場合、出願人に対して不備通知（様式 015 としても知られる）が発行される。方式要件が満たされ、不備がない場合には、方式完備通知が発行され、出願は公開手続に入る。出願が公開されると、出願公開部門は出願人に対して公開通知を発行する。なお、方式完備通知は、出願人に対する実

体審査請求（様式 012 としても知られる）の提出期限を注意喚起する役割も果たす。

第二に、公開段階の終了後、実体審査請求が提出されると、出願は特許分類調査部門に引き継がれる。この部門では、発明の技術分野に基づいて出願が分類され、実体審査手続を円滑に進めるためにオンライン PCT 文書の意見書、国際調査報告、国際予備審査報告および補足書類（ある場合）が入手される。

第三に、出願は特許審査部門の技術サービス課に引き渡される。ここでは、各特許出願の審査を担当する審査官が任命され、出願書類が割り振られる。審査の質の高さを保証するため、審査官はそれぞれの専門分野、作業負担および全体的な実績に基づいて任命される。技術サービス課は審査官の専門分野の記録を保持し、審査官の階級や技能が上がった際は記録を更新する。

第四に、実体審査手続は、出願書類が先着順に審査官により遂行される。審査官は、分類調査部門により入手された文書の内容を確認すると共に、より包括的な審査結果を得るために審査官自身による先行技術調査を行う。さらに審査官は、インドネシアの法規に基づき出願の特許可能性および明瞭性についても審査する。審査官はこの段階で実体審査報告書を発行することもできる。

最後に、審査官が最終的に特許査定を発行した場合、その出願は証明維持譲渡ライセンス部門に引き継がれる。この部門は特許証を発行すると共に、特許維持料の支払い期限の記録および延滞通知の発行、ならびに譲渡およびライセンス契約による変更の記録といった、特許付与後の手続を処理する。また、特許付与後に法律問題が生じた場合には、特許審判委員会の法務促進部門により処理される。

#### 4. 審査官の階級および審査体制

特許審査に関して、DGIP で働く合計 146 名の職員のうち 100 名が特許審査官である。各審査官は特許および簡易特許出願の双方を審査する。審査官は専門分野および階級に従いグループ分けされている。審査官の専門分野は、機械および一般技術、電気および物理、化学、薬学、ならびに生物学およびバイオテクノロジーである。審査官の階級は、初級（First Class）特許審査官、下級（Junior）特許審査官、中級（Middle）特許審査官、および上級（Senior）特許審査官である。以下の表は、各カテゴリにおける審査官の合計数を示している。

審査官のカテゴリ	合計人数
専門分野	
機械および一般技術	30（グループ数：6）
電気および物理	22（グループ数：5）
化学	25（グループ数：6）
薬学	18（グループ数：4）
生物学およびバイオテクノロジー	5（グループ数：1）
地位および階級	
初級特許審査官	23
下級特許審査官	17
中級特許審査官	60
上級特許審査官	0

審査官の専門分野における技能および階級は、職務の遂行や、研修やセミナーへの出席などに従い与えられる累積評価点に基づいて4年ごとに上がっていく。このような審査官の技能評価や階級は、審査官個人の実績を示すだけでなく、審査手続にも影響を及ぼすため、重要な意味を持っている。

インドネシアの実体審査報告書および特許許可通知には、各特許出願を担当する1名の審査官の名前しか記載されていない。しかし、特許審査部門の内部規定に基づき、各出願は少なくとも2名の審査官、すなわち任命された審査官とそのグル

ープの主任により審査される。グループの主任が特許出願を審査する場合、その出願を一緒に審査するグループ内の別の審査官も担当者として任命される。このような相互審査システムにより、各特許出願に対する審査の質の高さが保証される。

## 5. 特許出願および特許登録の件数

以下に、過去3年間に提出された特許出願の件数（表1）および特許付与された出願の件数（表2）の統計データを示す。

表1

年	特許出願	簡易特許出願	PCT 出願	出願の合計数
2015	1,759	396	6,719	8,874
2016	1,906	505	6,819	9,230
2017	1,654	811	5,603	8,068

\*2017年11月14日時点の DGIP オンラインデータベース

表2

年	特許出願	簡易特許出願	PCT 出願	特許付与の 合計数
2015	504	83	2,140	2,727
2016	676	88	2,921	3,685
2017	1,159	159	3,406	4,724

\*2017年11月14日時点の DGIP オンラインデータベース

## 6. 特許法（2016年法律第13号改正）および内部規定の改正の概要

特許登録の迅速化を目指し、2016年に特許法および DGIP の内部規定の双方で多くの改正が行われた。実体審査手続に関して、特許法（2016年法律第13号改正）における最も顕著な改正を以下に示す。

## 第 57 条

大臣は、以下の日から起算して 30 か月以内に出願の認容または拒絶の決定をする。

- a. 実体審査請求の公開期間が終了した後に提出された場合は、実体審査請求日；または
- b. 実体審査請求が公開期間の終了前に提出された場合は、第 48 条(1)項における公開期間が終了した日

## 第 124 条

(1)大臣は、簡易特許出願の出願日から 12 か月以内に簡易特許の出願に対して認容または拒絶の決定をする義務を負う。

2016 年改正以前の特許法（2001 年 8 月 1 日法律第 14 号改正）では、出願の認容または拒絶の決定までの期間は特許出願の場合で 36 か月、簡易特許出願の場合で 24 か月であった。しかし、審査手続の合理化を図るため、また特許付与手続の遅延を防ぎ、特許審査官に作業負担を軽減するため、特許法および特許審査部門の内部規定の改正が行われた。

特許法（2016 年法律第 13 号改正）により、以下の規定が盛り込まれた。

## 第 53 条

- (1)実体審査は、審査官により行われる。
- (2)大臣は、実体審査のために専門家の支援を要請しおよび／または他の政府機関の必要な便宜を利用することができる。
- (3)(2)項における専門家は大臣により任免される。
- (4)(3)項における専門家によってされた実態審査の結果は、審査官によりなされた審査の結果と同じとみなされる。

この新しい規定は、DGIP の外部の専門家を任命することにより特許付与手続を促進する可能性を切り開いた。しかし、この規定により任命された外部の専門家による審査手続の質と水準を保証するには、十分に検討された政令が必要となるが、政府による最終決定はまだ下されていない。

現行の内部規定の改正に関しては、中級特許審査官および上級特許審査官は熟練者とみなされるため、単独で審査を行うことが可能であり、グループの主任と一緒に審査を行う必要はない。ただし、中級に満たない階級の審査官は内部規定の改正後もグループの主任の監督下で審査しなければならない。

インドネシアの審査手続は通常、他の国（好ましくは米国、欧州、オーストラリア、日本、韓国、中国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、オーストリア、オランダ、ロシアまたはカナダのいずれか）で行われた審査結果を参考にすることがよく知られている。しかし、審査官は独自の判断に基づき実体審査報告書を発行する権利を有しており、他の国で発行された審査報告書とは異なる場合もある。

#### ■ 参考情報

- ・ 特許法（2016 年法律第 13 号改正）
- ・ 特許法（2001 年 8 月 1 日法律第 14 号改正）
- ・ 特許審査部門の技術および実務ガイドライン
- ・ インドネシア知的財産権総局の公式ウェブサイト：<http://dgip.go.id/>

(編集協力：日本技術貿易株式会社)